

議案第 12 号

議決第 号

始良市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月16日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

始良市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の特別措置に関する条例（平成30年始良市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「始良市過疎地域産業開発促進条例（平成22年始良市条例第160号）」を「始良市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年始良市条例第25号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。